平成26年3月20日付第201300195421号
農林水産部長通知
一部改正　令和2年4月1日付第201900343223号
一部改正　令和5年6月20日付第202300079618号

鳥取県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

Ⅰ　趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第３条に基づき、鳥取県における、担い手が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

Ⅱ　基本方針

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地面積の目標

概ね１０年後の鳥取県における担い手が利用する農用地の面積の目標を１６，０００ha（全耕地面積の５２％）とする。

	策定時（平成24年度）	現在（令和3年度）	目標（令和10年度）
耕地面積（A）	34，900ha	34，100ha	30，700ha
うち担い手が利用する面積（B）	7，375ha	11，056ha	16，000ha
うち担い手等が利用する面積（C）	―	11，752ha	18，235ha
担い手への集積率（B／A）	21．1％	32．4％	52％
担い手等への集積率（C／A）	―	34．5％	59％

*集積の対象とする「担い手」とは、①認定農業者、②基本構想水準到達者、③認定新規就農者、④集落営農経営（一括管理・運営する集落営農）の4類型、「担い手等」とは、前述の4類型に加え、人・農地プラン中心経営体（地域計画における「地域内の農業を担う者」を含む）とした。

*概ね10年後の「担い手が利用する面積」は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するために国が定めた各都道府県の集積目標（平成22年度の集積率の2.5倍）を踏まえ、策定時の目標値を据え置いた。（参考：平成22年度における本県の担い手への農地集積率20.7％）。

*目標年度は、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針における目標との適合を図るため、令和10年度とした。

２　１以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

（１）担い手の農業経営の効率化を図るため、分散錯圃の解消により農用地の集約化を進める。

（２）農用地の分散錯圃等の実態把握にあたっては、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付を行っている農業者のデータ及び農林水産省地理情報共通管理システム等を活用する。

３　農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（１）県は、地域計画の実現に向けて、機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃の解消による農用地の集約化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

（２）農地中間管理事業は、本事業が効率的かつ効果的に実施され、担い手の育成や規模拡大、農用地の集約化を促進していくため、地域計画の策定された区域において重点的に実施するものとする。

（３）農用地として利用することが著しく困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

（４）県は、農用地の受け手となる担い手を育成するため、関係機関と一体となって、集落営農の組織化、新規就農の促進、農業経営の法人化等に努めるものとする。

（５）県は、市町村が主体となって行う地域計画の策定に向けた地域での徹底的な話合いを積極的に支援し、地域ぐるみで担い手の育成や農地利用の集積、集約化を進めていこうという機運の醸成を関係機関とともに図っていくものとする。

（６）関係機関が一体的に業務を進めていくため、担い手と農地をめぐる幅広い問題解決に向け、各市町村の関係機関の実務担当者を構成として設置される人・農地チーム会議を有効に活用するものとする。

４　農地中間管理事業の実施方法

（１）農地中間管理事業は、３の（１）のとおり、機構が中核的な事業体として関係機関と連携を密にして実施するものとするが、機構は全ての市町村に農用地利用集積等促進計画案の作成を求めるとともに、一部の業務について、原則全ての市町村の同意を得た上で業務委託を行うものとする。

（２）機構は、一部の業務について、農業協同組合、市町村公社、土地改良区などが当該業務を適切に行うと認める場合には、当該業務を委託できるものとする。

（３）（１）、（２）のほか、農地中間管理事業の実施方法は、知事の認可を受けて機構が作成する農地中間管理事業規程において定めるものとする。

（４）農地中間管理事業規程は、次の事項を定めるものとする。

ア　農地中間管理事業の推進体制
イ　農地中間管理事業を重点的に実施する区域
ウ　農地中間管理権を取得する農用地等の基準
エ　農地中間管理権の取得の方法
オ　農用地等の貸付けを行う方法
カ　農業経営の委託を受ける農用地等の基準
キ　農業経営の受託の方法

ク　農業経営の委託を行う方法
ケ　農作業の委託を受ける農用地等の基準
コ　農作業の受託の方法
サ　農作業の委託を行う方法
シ　賃料の水準等
ス　委託料の水準及び決済等の方法
セ　農地中間管理権等の解除
ソ　農用地等の利用状況の報告等
タ　農用地等の利用条件改善事業の実施基準
チ　相談又は苦情に応ずるための体制
ツ　業務委託
テ　農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準
ト　共有者不明農用地等の対応
ナ　遊休農地への対応
ニ　不適切な事案が生じた場合の対応
ヌ　経過措置

５　農地中間管理事業に関する普及啓発

（１）県、各市町村及び農業協同組合等の農業関係機関・団体は、それぞれが実施する研修会や集落座談会等を活用して、農地中間管理事業の目的や機構の果たす役割について、周知徹底を図っていくものとする。
（２）その上で、地域計画を基にした集落での話合いにおいて、地域の担い手の確保や農地集積の進め方や、そのための機構の活用方法について検討されるよう促していくものとする。

６　県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力

新しい担い手の確保・育成や既存の担い手の規模拡大・農地の集約化などの取組に対し、県（県庁関係課、地方機関、農業改良普及所等）は機構、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、農業協同組合系統組織、土地改良事業関係団体等の関係機関と連携・協力して支援を行っていく。

また、県は、このような動きが集落ぐるみでの取組になるよう、関係機関に対し、人・農地チーム会議を中心とした支援体制の構築などを積極的に働きかけ、地域の話合いによる地域計画の策定や実現に向けた機構の活用について、地域や関係機関と一体となって取り組むものとする。

附則
この方針は、平成２６年３月２０日から施行する。

附則
この方針は、令和２年４月１日から施行する。

附則
この方針は、令和５年６月２０日から施行する。